

臨時休業等の場合における児童生徒への1人1台端末も活用した学習指導等の積極的な実施をお願いするものです。

事務連絡
令和5年11月28日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
小中学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等の場合における児童生徒へのICTを活用した学習指導等について

各設置者及び学校等におきまして、日頃より学校における感染症の対策に御尽力いただいていることに対し、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（令和5年4月28日付け5文科初第347号初等中等教育局長通知）」において、5類感染症への移行を踏まえた「学校における新型コロナウイルス衛生管理マニュアル」を示し、感染症対策の検討の参考としていただいているところです。

他方、インフルエンザについては、厚生労働省の報道発表によれば、2023/2024シーズン当初の本年9月以降に臨時休業を行った学校数が、11月24日時点で延べ3万校を超える（※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou_00014.html）など、引き続き感染症の流行が児童生徒の学びに影響を与えうる状況が継続しており、先般、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」（令和5年10月13日付け事務連絡）において、インフルエンザの予防対策を徹底するようお願いしたところです。

これまで、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）や、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」（令和4年1月12日付け事務連絡）において、やむを得ず学校に登校できない児

児童生徒に対する1人1台端末も活用した学習指導等の実施の重要性について、お知らせしてきたところです。

これらのことについては、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業等の場合のみならず、今般のインフルエンザの流行やその他の感染症・災害時等においても継続して取り組んでいただきたいことから、改めて、関連の通知等の情報を周知いたしますので、家庭とも連携しながら必要な環境整備や準備を進め、臨時休業等の場合にあっても児童生徒とのコミュニケーションを絶やさず学びを止めないという観点から、児童生徒へのICTを活用した学習指導や機会を捉えた健康観察等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する取組についての調査」(https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_kyoiku02-000006590_01.pdf)を令和4年度に実施したところですが、今般のインフルエンザ等による臨時休業を行った場合の当該期間における学習指導等の取組状況を把握するための調査を、今年度中を目途に行う予定としておりますので、その際には御協力いただきますようお願いいたします。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

(関連の通知・事務連絡等)

「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知)(別添1)

「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」(令和4年1月12日付け事務連絡)(別添2)

「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査及びICTの活用環境等の結果並びにやむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対する学習指導等について」(令和4年2月4日付け事務連絡)(別添3)

「新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習保障についての取組事例」(令和4年3月18日公表)(別添4)

<本件連絡先>

文部科学省電話 03-5253-4111(代表)

(児童生徒への学習指導等に関すること)

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室(内2369)

(ICTの活用環境、整備に関すること)

初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム(内2085)

(学校における感染症対策に関すること)

初等中等教育局健康教育・食育課(内2918)